

令和7年 第8回 金武町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年8月25日（月） 午後1時30分					
招集場所	金武町農業委員会 会議室					
開会時間	令和7年8月25日 13時30分					
閉会時間	令和7年8月25日 15時00分					
出席 5名 欠席 1名	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
	1	山城 和 徳	○			
	2	伊 藝 裕 美 子	○			
	3	山 城 亮 子	○			
	5	宮 里 哲 也	○			
	6	仲 間 堅 一 郎	○			
	7	嘉 数 昇	×			
議事録署名 議長 委員 外2名	議 長					
	3 番 山城 委員					
	5 番 宮里 委員					
職務のために出席した者の氏名 （事務局長）伊藝 勲 ・ （係長）伊芸 雄太						
その他の出席者						
議 題	<p>議案第52号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第53号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第54号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第55号 ○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明について</p> <p>議案第56号 ○○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明について</p> <p>議案第57号 土地収用法第18条第2項第5号の規定による意見について</p>					

	令和7年第8回金武町農業委員会総会
	日時 令和7年8月25日(月) 午後1時30分
	場所 金武町農業委員会 会議室
議長	これより、会議を開きます。最初に、出席状況を報告致します。 出席5名、欠席1名、欠席のうち届出欠席が1名です。よって、出席委員は過半数を超えておりますので、本日の総会は成立致します。また、本日嘉数会長が欠席しておりますので「農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により職務代理者が議長を務めさせていただきます」 ただ今から、令和7年第8回金武町農業委員会総会を開会します。
日程第1	議事録署名人の指名ですが、議事録署名人は議長指名したいと思います
	議長指名する事に、ご異議ございませんか。
議長	異議がございませんので、議長指名致します。
	3番 山城 委員と5番 宮里 委員にお願いします。
日程第2	会期の決定についてですが、本日は議案が6議案となっております。 本日一日で審議可能と思いますので、会期を一日と決定したいと思います
	が決定する事にご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議長	異議がございませんので、会期を一日と決定致します。 議案第52号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請についてから議案第57号 土地収用法第18条第2項第5号の規定による意見についてを事務局の説明を受けた後、休憩の中で現場確認を行いたいと思います。 議案第52号から第57号まで事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第52号～第56号について原案に基づき説明) 続いて議案第57号ですが33ページをお開き下さい。 金武町長より金武町複合庁舎整備事業に関し、「土地収用法第16条の規定」に基づき意見照会がありますので、32ページの通り農業委員会の意見を求めます。 まず先に「土地収用法と農業委員会の関係」について説明します。 土地収用法は、公共事業のために必要な土地を収用または使用する際に、その手続きや補償などについて定めた法律です。 農業委員会は、農地の利用や管理、農業振興などを目的とする地方公共団体の機関なので土地収用事業が農地を対象とする場合、農業委員会は、その農地の状況や農業への影響、例えば用水の利用、農道の利用(周辺農道への影響はあるかと考える)、代替地の確保や景観などについて、具体的な影響を予測し、意見を述べなくてはなりません。これは、土地収用事業が農業に与える影響を最小限に抑え、農業の持続可能性を確保するために重要な役割となっております。 34 ページの当該農地一覧表をお開き下さい。まず、今回対象となる農地については10筆あります。表示番号1については現況が一般住宅の駐車場となっておりますが、こちらについては平成31年4月24日沖縄県指令北振第100-12

	<p>号において県知事より農地転用が許可され、令和5年3月16日において現況宅地として現況証明を発行しております。地権者が法務局への登記地目の変更届を失念していた為、登記簿上は「畑」となっております。</p> <p>次に表示番号2～10については、耕作している農家も無く、現況が原野化している状況となっております。</p> <p>複合庁舎については、現在の福祉センターを解体しその跡地に建設予定でありまして、農地の部分は駐車場として整備することとなっております。</p> <p>今後の予定としましては、現在建築・造成・外構・解体の実施設計を行っており、11月には福祉センター解体、それと同時に9筆の農地の農地転用許可申請を行い、令和8年4月には造成工事、建築工事、外構工事、供用開始は令和10年4月の予定と伺っております。</p> <p>35ページが土地利用計画図となっており、土地改良区外で農業振興地域からも除外されております。</p> <p>36ページは航空図です。37ページ～40ページは現況写真となっております。後程現場も確認したいと思います。説明は以上となります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから休憩の中で現場確認を行います。 休憩します。</p>
	(～現場確認～)
議長	<p>再開します。</p> <p>休憩中のなかで、現場確認を行いました。</p>
日程第3	<p>議案第52号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。</p>
2番	<p>現場確認してきました。○○さんですがこちらは父からの使用貸借20年であり、許可相当であると考えます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。</p> <p>議案第52号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思います。決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「異議なし」の声有り)
議長	<p>異議がございませんので、議案第52号については許可することに決定いたします。</p>
日程第4	<p>議案第53号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。</p>
2番	<p>圃場確認しました。福花原での使用貸借10年ではありますが、○○さん田芋栽培を行っており、新規認定就農者として頑張っておられますので許可相当であると思います。</p>

議 長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第53号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第53号については許可することに決定いたします。
日程第5	議案第54号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。
5 番	現場確認してきました。 ○○さんも新規認定就農者としてパインアップル栽培頑張っておられます。新規10年ではありますが営農計画書もしっかりと整理されており許可相当であると思います。
議 長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第54号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第54号については許可することに決定いたします。
日程第6	次に議案第55号 ○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明についてを議題とし皆様の質疑ご意見お伺いします。
2 番	現地確認しました。先日の利用状況調査においても確認しており傾斜地で農地としての活用も今後困難であると思われる為、許可相当であります。
議 長	他に質疑はありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第55号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第55号は許可することに決定いたします。
日程第7	次に議案第56号 ○○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明についてを議題とし皆様の質疑ご意見お伺いします。
1 番	現場確認しました。 農地としては利用困難であると判断しました。許可相当であると思われます。
議 長	他に質疑はありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第56号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第56号は許可することに決定いたします。

日程第 8	次に議案第 5 7 号 土地収用法第 1 8 条第 2 項第 5 号の規定による意見について議題とし皆様の質疑ご意見お伺いします。
	「進行の声有り」
議 長	質疑が無いようですので、進めてまいります。 議案第 5 7 号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第 5 7 号は許可することに決定いたします。
議 長	今 総会に附議された事件の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他の整理を会長に委任する事に、ご異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	よって、議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他の整理を会長に委任する事に決定致しました。 これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。 令和 7 年 第 8 回 金武町農業委員会総会を閉会致します。
	金武町農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、
	ここに署名する。
	議 _____ 長 仲間 堅一郎(職務代理者)
	会議録署名員 山城 亮子 _____
	会議録署名員 宮里 哲也 _____